

株式会社 izanami 在宅看護センター eN 環

運営規定

事業所名：株式会社 izanami 在宅看護センター eN 環

制定日：2022 年 2 月 1 日

改訂日：2025 年 8 月 10 日

社長：奥谷 奈美

管理者：奥谷 奈美

本文

第 1 章 総則

第 1 条 (目的)

本規定は、株式会社 izanami が設置する訪問看護ステーション **在宅看護センター eN 環**（以下「事業所」という）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するため、必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、医療的処置の必要な利用者や要介護・要支援状態の利用者に対し、適切な訪問看護サービスを提供することを目的とする。

第 2 条 (運営方針)

1. 利用者の居宅で自立した日常生活が営めるよう、心身機能の維持・回復を図る。
2. 利用者の要介護状態・要支援状態の軽減または悪化防止のため、療養上の目標を設定し計画的に実施する。
3. 利用者の意思・人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供を行う。
4. 利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等との連携に努める。
5. 訪問看護提供終了時には、利用者・家族への適切な指導及び主治医・居宅介護支援事業者への情報提供を行う。
6. 法令及び兵庫県条例第 4 号を遵守する。

第 2 章 事業の運営

第 3 条 (事業提供体制)

1. 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は、事業所の看護師等が実施する。第三者への委託は行わない。
2. 災害等により職員が動けない場合は、地域の訪問看護会等の支援体制を利用する。

第 4 条 (事業所情報)

- 名称：在宅看護センター eN 環
- 所在地：三田市三田町 21-9 サンリッチハイツ 303

第 5 条 (従業者の職種・人数・職務)

1. **管理者：奥谷 奈美 (看護師 1 名、常勤)**
 - 主治医の指示に基づき、適切な訪問看護が行われるよう従業者の管理・指揮命令を行う。
 - 法令や規定に基づき、事業所全体の運営管理および従業者への指導を行う。
2. **看護職員：5 名 (常勤 3 名、非常勤 2 名)**
 - 主治医の指示に基づき、訪問看護計画に沿ったサービスを提供する。
 - 利用者の心身機能の維持・回復、自立支援を目的とした訪問看護業務を遂行する。

第 6 条 (営業日・営業時間)

1. 営業日：月～金

2. 営業時間：9:00～17:30
 3. サービス提供時間：24 時間 365 日
 4. 24 時間連絡可能な体制を確保する。
-

第 3 章 サービス内容

第 7 条（指定訪問看護の内容）

1. 訪問看護計画書の作成及び利用者・家族への説明
2. 病状観察、清拭、洗髪、排泄介助、食事介助
3. 床ずれ予防・処置、リハビリ、ターミナルケア
4. 認知症看護、療養生活・介護方法指導
5. カテーテル管理等医療処置 等
6. 訪問看護報告書の作成 等

第 8 条（利用料・交通費）

1. 介護報酬・法定代理受領サービスに準拠
2. 交通費：事業所のサービス提供実施地域にお住いの場合は交通費はいただいておりませんが、高速道路代、有料駐車場代は実費請求させていただきます。
3. 利用料等の事前説明・領収書交付・同意文書を実施する

第 9 条（通常の事業実施地域）

三田市全域、神戸市北区、西宮市北部、宝塚市北部、丹波篠山市今田町、三木市吉川町

第 4 章 安全管理・緊急対応

第 10 条（衛生管理）

職員の清潔・健康管理、事業所設備・備品の衛生管理を徹底する。

第 11 条（緊急時対応）

1. 病状急変時は速やかに主治医へ連絡し、必要な処置を行う。
 2. 主治医連絡が困難な場合は緊急搬送等の措置を講じ、管理者に報告する。
-

第 5 章 事故防止・苦情処理

第 12 条（事故防止）

- 事故防止指針を整備
- 発生時は報告・分析・改善策周知
- 定期的な会議・研修実施

第 13 条（苦情処理）

- 利用者からの苦情に迅速・適切に対応
 - 市町村・国保連合会の調査・指導に協力
-

第 6 章 個人情報・虐待防止

第 14 条（個人情報保護・秘密保持）

- 法令遵守、業務上知り得た情報の秘密保持
- 外部提供は利用者の同意が必要

第 15 条（虐待防止）

- 所長（管理者：奥谷 奈美）を責任者とし、研修・相談体制・委員会設置

- 発見時は市町村へ通報
-

第7章 研修・人材育成

第16条（研修計画）

- 採用時研修：3か月以内
 - 継続研修：年3回
 - 研修記録を保存・見直し
-

第8章 自己評価・改善

第17条（サービス評価・改善）

- 提供サービスの質を評価し改善
- 評価結果は公表に努める

第18条（暴力団排除）

- 運営において暴力団の影響を受けない

第19条（個別計画提出協力）

- 訪問看護計画の提供に協力

第20条（記録保存）

- 訪問看護関連記録を5年間保存
-

附則

- 本規定は、令和4年2月1日から施行する。
- 運営上重要事項は株式会社 izanami と事業所管理者の協議に基づき定める。